

○上越教育大学の研究活動における不正行為防止対策に関する基本方針

(令和3年9月8日学長裁定)

上越教育大学は、研究活動における不正行為の防止のため、「上越教育大学の研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程」第9条第3項に基づき、以下のとおり不正行為防止対策の基本方針を定める。

1. 責任体制の明確化

上越教育大学の研究活動上の不正行為防止に関して、適切に対応するため責任体制を明確化し、学内外に公表する。

2. 研究者の責務

研究者は、関係規程等を遵守するとともに、自らが研究活動における不正行為を行わないために必要な高度の研究者倫理を常に保持し、適正かつ公正な研究活動を行うものとする。

3. 研究倫理教育の実施

上越教育大学の研究活動が社会からの信頼と付託の上に成り立っていることを自覚し、常に誠実に研究が遂行されるよう研究倫理教育を定期的実施する。

4. 関係規程等の整備及び公表

「上越教育大学の研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程」及び「上越教育大学研究活動における研究資料等の保存等に関する申合せ」等を法令に沿って随時見直し、学内外に公表する。